

別記 1

1 施設等の整備等の区分に応じて当該事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに次の2で掲げる助成単価を乗じた額の合計。

2 助成単価は次のとおりとする。

区分	交付単価
1 ほ場の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	
高低差が10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	250,000円/10a 【180,000円/10a】
高低差が10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	235,000円/10a 【170,000円/10a】
高低差が10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合	60,000円/10a 【50,000円/10a】
畦畔撤去のみの場合	35,000円/100m 【35,000円/100m】
緩傾斜化	105,000円/10a 【70,000円/10a】
2 ほ場の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	
高低差が10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	420,000円/10a 【295,000円/10a】
高低差が10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	400,000円/10a 【285,000円/10a】
高低差が10cm 以下の場合であって表土扱いを行わない場合	225,000円/10a 【165,000円/10a】
3 暗渠排水	
バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	190,000円/10a 【135,000円/10a】
バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	170,000円/10a 【120,000円/10a】
トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	120,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同意埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	105,000円/10a 【75,000円/10a】

4	湧水処理	
	表土扱いを行う場合	205,000円/100m 【140,000円/100m】
	表土扱いを行わない場合	185,000円/100m 【125,000円/100m】
5	末端畑地かんがい施設	
	樹園地	290,000円/10a 【205,000円/10a】
	樹園地以外	185,000円/10a 【130,000円/10a】
	ほ場外からの接続管	65,000円/10m 【45,000円/10m】
	給水栓設置のみの場合	20,000円/箇所 【15,000円/箇所】
6	土層改良	
	反転耕	280,000円/10a 【205,000円/10a】
	混層耕	20,000円/10a 【15,000円/10a】
	堆肥施用	20,000円/10a 【15,000円/10a】
	明渠排水	15,000円/100m 【10,000円/100m】
	客土	260,000円/10a 【175,000円/10a】
	除礫	235,000円/10a 【160,000円/10a】
7	更新整備	
	用水路	125,000円/10m 【85,000円/10m】
	排水路	220,000円/10m 【160,000円/10m】

	農作業道	115,000円/10m 【80,000円/10m】
	排水口	40,000円/箇所 【30,000円/箇所】
	特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める
8	畑作転換工	
	額縁明渠工	15,000円/100m 【10,000円/100m】
	酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】
9	条件改善推進費	単年度当たり3,000,000円まで
10	高収益作物転換推進費	
	ハード事業の受益面積の1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり3,000,000円まで
	ハード事業の受益面積の1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり4,000,000円まで
	ハード事業の受益面積の1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり5,000,000円まで
11	新植・改植支援	別表に示す単価
12	幼木管理支援	
	果樹に係るもの	220,000円/10a
	茶に係るもの	141,000円/10a
13	経営継続発展支援	
	大苗の育成支援	200,000円/10a
	代替農地での営農支援	280,000円/10a
	省力技術研修支援	30,000円/10a
14	園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり3,000,000円まで

15 産地形成支援事業	定率助成に係る交付対象経費に 下に示す割合を乗じた額
一般	市町村営：12.5% その他：12.5%
離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、 特定農山村地域、指定棚田地域	市町村営：10.0% その他：12.5%

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

- 3 2の1～6までにあつては、単価は、受益面積のうち1 a 未満又は施工延長のうち10m 未満を、一筆の農地毎に切り捨てて算出するものとする。また、2の7にあつては、施工延長のうち10m 未満を切り捨てて算出するものとする。
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成額を減算するものとする。
- (1) 2の1及び2にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算。
- (2) 2の3にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算。
- (3) 2の4にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算。
- 5 2の3に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 6 2の3及び4に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm 以上の場合には、受益面積10アール当たり（4にあつては施工延長100メートル当たり）2万円加算するものとする。
- 7 2の3に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 8 2の3に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
- $$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{上限単価}$$
- 9 2の1～8を水田地域で実施する場合、上限単価は2の表に掲げる額の2倍を上限とする。
- 10 2の9、10及び14の助成の限度額は、上限単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- 11 2の10を実施する場合は、10に示す限度額の範囲内で2の9を実施することができる。
- 12 2の11～14までを実施する場合、他の国庫補助事業による支援を重複して受けないように留意すること。
- 13 2の15においては、定率助成の事業種類を水田地域で実施する場合に活用することができる。

別表

補助対象となる取組	新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)
-----------	--------------------------

果樹

慣行樹形等への新植・改植		
1	うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	210,000円/10a (230,000千円/10a)
2	りんごのわい化栽培への新植・改植	320,000円/10a (330,000千円/10a)
3	ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	320,000円/10a (330,000千円/10a)
4	主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植	150,000円/10a (170,000千円/10a)
5	1～4までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
省力樹形への新植・改植		
1	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	710,000円/10a (730,000千円/10a)
2	高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	520,000円/10a (530,000千円/10a)
3	根城制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への新植・改植	1,080,000円/10a (1,110,000千円/10a)
4	根城制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	990,000円/10a (1,000,000千円/10a)
5	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	320,000円/10a (330,000千円/10a)
6	朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	320,000円/10a (330,000千円/10a)
7	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	710,000円/10a (730,000千円/10a)
8	1～7までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
茶の新植・改植		120,000円/10a (152,000千円/10a)

別記2

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。））又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年度法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域という。）において行うものである場合